

## 一般社団法人尾張旭青年会議所役員選任の方法に関する規定

### 第1章 目的

第1条 本規定は、[定款第3章](#)に規定する本法人の次年度役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事）の候補者の選出方法を定めたものである。

### 第2章 選挙管理委員会

第2条 選出委員及び理事候補者を選挙により選出するため、その選挙の管理及び施行をする機関として選挙管理委員会を置く。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の合計5名で構成し、委員長は理事の内から、委員は正会員の内から、理事長が理事会の承認を得て、毎年5月31日迄に指名により選出する。委員の欠員が生じた場合は、理事長が理事会の承認を得て速やかにこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は当該年度中とする。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び施行に関する責任を負う。

第6条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意をもってこれを行う。

### 第3章 理事候補者選挙

第7条 次年度理事候補者のうち3月31日現在の正会員の10%に相当する数（小数点以下は切捨てて算定する）の理事候補者は、正会員の直接選挙により選出する。

第8条 3月31日現在の正会員は、理事候補者の選挙権を有する。

第9条 3月31日現在の正会員は、理事候補者の被選挙権を有する。但し、下記に掲げるものは除く。

- 1 本年度を含む過去2ヶ年に於いて連続して役員の地位にある者
- 2 任期初年度の監事の地位にある者
- 3 次年度に於いて、正会員の資格なき者

第10条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、6月15日迄に5日間本法人に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第11条 前条の名簿に脱漏又は誤載があった場合、正会員は、文書を以って選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。委員会は申し立てがあった場合、速やかにこれを調査し、名簿に不備があった場合、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加或いは訂正を同時に行わなければならない。尚、その結果を申し立ての日より5日以内に正会員全員に告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申し立ては認められない。

第12条 選挙管理委員会は、選挙執行日の10日前までに選挙人に対し、被選挙人名簿並びに投票用紙を郵送しなければならない。

第13条 投票は、選挙人1名につき1票とする。そして選挙すべき理事候補者の数だけ連記し、無記名にて郵送により行う。選挙すべき理事の数より多く記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、投票日迄の消印のあるものを有効とする。尚、有効無効の判定は選挙管理委員会が行うものとする。

第14条 開票は、選挙管理委員会が監事立合いの上、これを行わなければならない。

第15条 選挙管理委員会は、得票多数の上位者より順次理事候補者の当選者とし、下位の同数得票があつて順位定まらざる場合、監事立合いの上、当該得票者の当選順位を理事長が抽選により決定する。

第16条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の指名を理事会及び正会員に通知しなければならない。

#### **第4章 選出委員会**

第17条 理事候補者及び理事長候補者・監事候補者を選出するために選出委員会を置く。

第18条 選出委員は、5月例会に出席した正会員による3名連記無記名投票によって選出する。尚、最低位同得票の場合には、選挙管理委員会の合議により決する。

第19条 選出委員会は、前条の選出方法の6名選出されるものとし、委員長には、当該年度の理事長がこれにあたり、委員会は合計7名で構成される。

第20条 選出委員（当該年度の理事長は除く）は、理事及び理事経験者で3月31日現在に於いて正会員であるものとする。

#### **第5章 理事候補者及び理事長候補者・監事候補者の選出**

第21条 選出委員会は、5分の4以上の出席により、残りの理事候補者及び理事長候補者1名、監事候補者若干名を選出する。ただし、残任期間が翌年12月31日までとなる監事の存する場合、選出委員会は監事候補者を選出しないことができる。

2 理事候補者の総数は、[定款第15条](#)に規定する範囲内で選出委員会が決定する。

第22条 下記に掲げるものは、前条の被選挙人になりえない。

- 1 当該年度の3月31日現在において正会員の資格なき者
- 2 理事長候補者に限り理事経験なき者
- 3 理事候補者・監事候補者に限り第3章の理事候補者に選ばれた者

第23条 選出委員会は、第21条により選出された理事長候補者、監事候補者を遅滞なく総会に報告しなければならない。

#### **第6章 理事、副理事長、専務理事の指名選出**

第24条 理事長候補者は、理事長に就任後直ちに副理事及び専務理事を指名し、理事会

の承認を得て選出する。

第25条 理事長は本規定の定めるところにより、選出された役員の氏名を正会員に通知しなければならない。

### **第7章 役員の補充選任**

第26条 本規定によって選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、補充する役員の候補者は、当該年度の理事長が正会員の内から指名によって選出する。

第27条 次年度役員候補者に於いて欠員が生じた場合、次年度理事長候補者が指名により選出する。

### **第8章 規定の変更**

第28条 本規定は、理事会の決議をもって変更することができる。

### **細則**

第29条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

### **附則**

- 1 本規定は、昭和51年6月6日より施行する。但し16条の(5)は、昭和52年6月6日より施行する。
- 2 本規定は、昭和57年1月1日一部改正。
- 3 本規定は、平成3年12月7日一部改正、平成4年1月1日より施行する。
- 4 本規定は、平成5年12月15日一部改正、平成6年1月1日より施行する。
- 5 本規定は、平成6年11月4日一部改正、平成7年1月1日より施行する。
- 6 本規定は、平成11年12月2日一部改正、平成12年1月1日より施行する。
- 7 本規定は、平成24年11月1日一部改正、平成25年1月1日より施行する。
- 8 本規定は、平成25年12月13日一部改正、平成25年1月1日より施行する。
- 9 本規定は、平成28年12月1日一部改正、平成28年12月2日より施行する。